

神戸大学体育会規約

第一章 総則

第一条（名称） 本会は、神戸大学体育会と称す。

第二条（事務所） 本会の事務所は、神戸市灘区六甲台町神戸大学内に置く。

第三条（目的） 本会は、体育会ヴィジョンにのっとり、本学運動部相互の連絡と親睦を深め、その活動を促進し、もって本学における体育活動の向上発展に寄与することを目的とする。

第四条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 三大学体育会およびその他の対外試合等の運動部の活動を促進する事業活動。
- ② 運動部相互の連絡と親睦
- ③ 本学に於ける体育活動の向上発展に寄与することを目的とする事業活動
- ④ その他幹事会において必要と認めた事業活動

第五条（会員） 本会の会員は本学運動部部員とする。

第二章 組織

第六条（組織） 本会に、次の運動部を置く。

合気道部、アイスホッケー部、アメリカンフットボール部、居合道部、ウインドサーフィン部、オフショアセーリング部、カヌー部、空手道部、弓道部、剣道部、航空部、硬式庭球部、硬式野球部、極真空手部、ゴルフ部、サイクリング部、サッカー部、山岳部、自動車部、柔道部、準硬式野球部、少林寺拳法部、女子端艇部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、女子タッチフットボール部、女子ラクロス部、水泳部、スキー部、スケート部(スピード)、スケート部(フィギュア)、スノーボード部、漕艇部、ソフトテニス部、ソフトボール部、体操部、卓球部、男子端艇部、男子バスケットボール部、男子バレーボール部、男子ハンドボール部、男子ラクロス部、日本拳法部、馬術部、バドミントン部、フェンシング部、フットサル部、ホッケー部、洋弓部、ヨット部、ラグビー部、陸上競技部、ワンダーフォーゲル部、軟式野球部 海事科学部硬式野球部

第七条（運動部の入会および脱会） 新設運動部の入会及び脱会は、幹事会の決議を経なければならない。

第八条（運動部の入会に関する内規） 体育会に入会を希望する団体は、次の書類を添えて常任幹事会に申請せねばならない。申請の書類は次の通りとする。

- ① スポーツに関する意見
- ② 申請までの活動状況
- ③ 申請時の会計報告

二、常任幹事会は申請書を審議し、幹事会に送付するか否かを決定する。但し、否定された場合、当該団体は一ヵ年以内は申請することができない。

三、幹事会は、申請を受理するか否かを決定する。受理した場合はその時より六ヶ月当該団体の活動状況を調査する。受理された団体は、幹事会の実施調査を受け三回以上現状活動報告を幹事会にせねばならない。但し、否定された場合は再申請せねばならない。再申請の要領は二に準ずる。

四、幹事会は調査期間終了後すみやかに入会を決議しなければならない。但し、否定された場合は、調査期間を延長する。その期間については幹事会の決議による。

第九条（運動部の脱会に関する内規） 常任幹事会は各団体の体育会活動の参加状況を調べ脱会に値するか否かを審査し、幹事会に送付するか否かを決定する。

二、幹事会は常任理事会の申請を受理するか否かを決定する。受理した場合はその時より三ヶ月間当該団体の体育会活動の参加状況を調査する。

三、幹事会は調査期間終了後すみやかに脱会を決議しなければならない。但し、再入会を希望する時は、第八条に従う。

第十条（運動部の活動停止に関する内規） 常任幹事会は各団体の体育会活動の参加状況を調べ、活動停止に値するか否かを審査し、幹事会に送付するか否かを決定する。
二、幹事会は常任幹事会の申請を受理するか否かを決定する。受理した場合は、すみやかに活動停止を決定する。
三、活動再開は幹事会の決定に委ねる。

第十一条（運動部の休部に関する内規） 常任幹事会は各団体の申請に応じてその運動部を休部にすることができる。休部とは次の通りである。
① 部活動を行わない。
② 議決権を持たない。
③ 本部員推挙の免除。
二、休部を続ける限り毎年常任幹事会へ再申請し、受理されなければ脱会を幹事会へ送付する。

第十二条（運動部の任務） 各運動部は次の任務を有する。
① 本会の目的に従い正規の練習を行うこと。
② 部員の名簿、部の活動予定、その結果報告を提出すること。
③ 幹事会の決議に従うこと。
④ 五年に一度、第十四条四項に従い、本部員（原則一年生）を推挙すること。

第三章 役員

第十三条（役員） 本会に次の役員を置く。
顧問（若干名）、幹事長（一名）、幹事長補佐（一名、但し幹事会の決議により設置できる）、副幹事長（二名、但し幹事会の決議により増員できる）、常任幹事（若干名）、幹事（各部一名）、本部員（若干名）幹事長は体育会本部長、副幹事長は体育会本部総務長、幹事長補佐及び常任幹事は体育会本部役員を兼ねる。

第十四条（役員）の推挙） 正副幹事長は、幹事、常任幹事の互選によりこれを委嘱する。
二、常任幹事は本条項第四項により推挙された本部員より幹事長がこれを委嘱する。
三、幹事長は、各運動部の中から推挙する。
四、本部員は原則として各運動部より、下記に従い推挙されるが、一般学生でも常任幹事会の承諾を受ければ可とし、幹事長がこれを委嘱する。

- ① 各運動部を次のグループに分ける。
- 《Aグループ》
アイスホッケー部、アメリカンフットボール部、サイクリング部、柔道部、準硬式野球部、少林寺拳法部、女子バスケットボール部、水泳部、体操部、フットサル部、ヨット部。
 - 《Bグループ》
合気道部、居合道部、弓道部、硬式庭球部、女子ラクロス部、ソフトテニス部、男子端艇部、男子バレーボール部、スキー部、陸上競技部、ワンダーフォーゲル部。
 - 《Cグループ》
海事科学部硬式野球部、剣道部、航空部、スケート部（スピード部門）、ソフトボール部、男子ラクロス部、女子端艇部、女子バレーボール部、日本拳法部、馬術部。
 - 《Dグループ》
オフショアセーリング部、空手道部、ゴルフ部、自動車部、スケート部（フィギア部門）、漕艇部、卓球部、男子ハンドボール部、バドミントン部、フェンシング部、ラグビー部。
 - 《Eグループ》
ウインドサーフィン部、極真空手部、サッカー部、山岳部、硬式野球部、女子タッチフットボール部、スノーボード部、男子バスケットボール部、フィールドホッケー部、洋弓部、カヌー部。
- ② 各グループに属する運動部はそのグループの本部員推挙担当年に、一人の本部員（原則一年生）を推挙するが、何らかの事故により本部員を推挙することで部の活動に著しく支障をきたす運動部は常任幹事会にその旨を報告する。
- ③ 常任幹事会は報告に基づいて調査を行い、当該運動部の本部員推挙免除を幹事会に送付するか否かを決定する。
- ④ 本部員推挙担当グループはA、B、C、D、Eの順とする。但し、第三項の本部員推挙免除等により本部員数が不足した場合、常任幹事会は特例として他のグループに所属する運動部に本部員推挙を要請できるものとする。但し、この場合において本部

員を推挙した部は次の本部員推挙担当年にその義務を負わない。
五、正副幹事長及び常任幹事は、幹事を兼任することはできない。正副幹事長及び常任幹事を出した部は、これ以外の部員による幹事を要する。

第十五条（役員職務） 役員は次の職務を有する。

- ① 幹事は本会を代表し会務の執行を総括する。
- ② 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のある時はこれを代行する。
- ③ 常任幹事は、正副幹事長とともに常任幹事会を組織し、本会の会務を執行する。
- ④ 幹事は幹事会を組織し、第十八条の事項を審議決定する。
- ⑤ 本部員は、臨時に会務の執行を補助する。
- ⑥ 幹事長補佐は、幹事長を補佐し、幹事長の指示する特定の会務を執行する。
- ⑦ 幹事長補佐に関する第十三条以外の事項については、第三章及び第四章における副幹事長に関する規定に準ずる。
- ⑧ この規約の定めるもののほか、幹事長補佐に関し必要な事項は、幹事長が定める。

第十六条（役員任期） 役員任期は一年とする。但し、重任することができる。

第四章 会議

第十七条（会議） 本会は幹事会、常任幹事会を置き、幹事会をもって本会の最高決議機関とする。常任幹事会は別称を体育会本部とする。

第十八条（幹事会） 幹事会は、正副幹事長、常任幹事及び幹事より構成され、次の事項を決定する。

- ① 本会の運営に関する審議決定。
- ② 予算案・決算書の承認。
- ③ 正副幹事長・常任幹事の選出。
- ④ 運動部の入会・脱会等の審議決定。
- ⑤ 常任幹事会において幹事会の議決を必要と認めた事項。

第十九条（幹事会の召集） 幹事会は、その必要に応じて幹事長が議案を明示して召集する。
二、全幹事の三分の一以上の者から会議の目的を明示して請求があれば、幹事長は直ちに幹事会を召集しなければならない。

第二十条（幹事会の議長） 幹事会の議長は幹事長とする。

第二十一条（幹事会の定足数と議決方法） 幹事会における議決方法は次の通りである。

- ① 幹事会は全幹事の三分の二以上の出席をもって成立する。
- ② 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長の決すところによる。
- ③ 重要事項は、出席幹事の三分の二以上をもって決する。ただし、重要事項とは、入会、脱会、さらに幹事会において重要事項と決議したものをいう。

第二十二条（決議権） 幹事会において正副幹事長、並びに常任幹事は決議権を有しない。

第二十三条（幹事の代行） 幹事に事故ある時は、その幹事の所属する運動部部員が、その幹事の委任を受けて、その職務を代行もしくは委任状を提出することができる。

第五章 会計

第二十四条（経費の支弁） 本会の経費は、その収入金及び本学育友会援助金によって支弁する。

第二十五条（会計年度） 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二十六条（予算及び決算） 本会の予算は、毎会計年度ごとに体育会常任幹事会が作成し幹事会の承認を経て決定する。

二、本会の決算は、毎会計年度終了後体育会常任幹事会が作成し、幹事会の承認を経な

ければならない。

第二十七条（会計の管理） 会計の管理は、体育会常任幹事会が行う。

第六章 その他

第二十八条（規約の改正） 本規約の改正は、幹事会において出席幹事の三分の二以上の議決によらなければならない。

第二十九条（幹事の資格） 幹事は次の資格を要する。

- ① 幹事は各運動部の代表者であること。
- ② 幹事交代は、すみやかに常任幹事会に通知せねばならない。

第三十条（細則） 本会の会務に必要な細則は、体育会常任幹事会が作成し、幹事会の承認を経なければならない。

第三十一条（付則） 本規約は昭和三十七年一日から施行する。

第三十二条（付則） 本規約は昭和四十三年七月一日から施行する。

第三十三条（付則） 本規約は昭和四十四年六月十八日から施行する。

第三十四条（付則） 本規約は昭和四十五年十一月一日から施行する。

第三十五条（付則） 本規約は昭和四十七年十二月五日から施行する。

第三十六条（付則） 本規約は昭和五十五年一月一日から施行する。

第三十七条（付則） 本規約は昭和五十八年九月二十一日から施行する。

第三十八条（付則） 本規約は平成元年十月十八日から施行する。

第三十九条（付則） 本規約は平成二年九月十二日から施行する。

第四十条（付則） 本規約は平成四年五月二十日から施行する。

第四十一条（付則） 本規約は平成五年六月十六日から施行する。

第四十二条（付則） 本規約は平成十六年十二月十四日から施行する。

第四十三条（付則） 本規約は平成二十三年三月十六日から施行する。

第四十四条（付則） 本規約は平成二十三年四月十三日から施行する。

第四十五条（付則） 本規約は平成二十四年七月十九日から施行する。

第四十六条（付則） 本規約は平成二十四年十二月十九日から施行する。

第四十七条（付則） 本規約は平成二六年四月一日から施行する。

第四十八条（付則） 本規約は令和二年十二月二十六日から施行する。

申合せ事項

- 年三回幹事会を欠席した時、常任幹事会は脱退を警告する。（但し一年とは四月一日から三月三十一日までを言う。）
- 二年続いて警告を受けた時、又、年五回幹事会を欠席した時、常任幹事は幹事会に送付する。
- 提出物二回遅刻は一回幹事会欠席とみなす。幹事会における委任状は二分の一欠席とする。